事 務 連 絡

2 0 2 1 . 0 2 . 0 2

関係会員各位

会長 末 岡 民 行

廃業基準年齢(72歳)を超えて業務継続する場合の申請手続きについて

来年度(2022年4月~2023年3月)に72歳を超える(又は超えている) 会員について、会則第14条第3項及び同附属規程第28条第1項に基づき、業務 継続の希望の有無について確認する必要があります。

つきましては、下記を参照のうえ、来る<u>2月16日(火)まで</u>に別添回答用紙にてご回答ください。

記

内海水先区水先人会会則

(退会)

第14条 会員は、水先人でなくなったときは会員の資格を失う。

- 2 会員は、退会するとき(死亡の場合を除く。)は、退会届を提出しなければならない。
- 3 会員の廃業年齢は、満72歳を超えないものとする。ただし、連合会において 健康で技能優秀であると認められた者は、満74歳を超えない範囲を限度として これを延長することができる。

会則附属規程

(廃業基準年齢を超えて業務継続する会員の推薦)

- 第28条 会長は、会員が廃業基準年齢を超えて業務を継続することを希望した場合、 適正管理、人格及び品位の観点に配慮のうえ、連合会に推薦を行う。
- 2 会長は、廃業基準年齢を超えて業務を継続することを希望する会員が次の事項に該当する場合、推薦の可否を判断するに当たり理事会に意見を求めることができる。
- (1)海難審判に係る海難事故、又は海難審判に係らない海難事故やヒヤリハットを 繰り返している場合
- (2)会則第11章第2節に規定する綱紀委員会の審査を受けた会員
- (3)前号に相当するような行為があった会員

【申請手続き】

例年8月中旬に春の人間ドックの結果と追加の診断書を添えて申請手続きを行い、 11月下旬に開催される連合会の安全管理特別会議にて継続の可否が審査されます。 申請手続きについては、次の書類が必要となります。

1.春の人間ドック 検査結果

会宛に送付される申請用の報告書を提出します。

2. 追加診断書

検診結果の各項目に「要精密検査」の判定がある場合、該当項目について追加の 診断書(医療機関で入手したもの)が必要となります。

精密検査を受検のうえ、会長宛ご提出お願いします。(診断書の宛名はご本人名で取得して下さい。)

また、次に該当する項目は追加の診断書が必要となります。

6か月以内の経過観察と判定された項目

コメント欄に「聴力低下を認めます。耳鼻科にご相談ください。」との 記載がある場合

3. 認知機能検査

下記クリニックにて受検いただいた結果を連合会に提出します。(受検結果は 会宛に直接送付されます。)

人間ドックの日程に合わせて同日の11時30分頃に予約を取ります。(木曜日は除く。)別日を希望される場合は総務課までご連絡下さい。

(検査料金は立替で一括処理致しますので、当日支払いはございません。後日、 個人経費処理させて戴きます。)

名 称 精療クリニック小林

場 所 神戸市中央区元町通2-8-14オルタンシアビル9階 (人間ドックの神戸健診クリニックと同じビルです。)



診療時間 平日 09:00~13:00 14:00~18:00 (但し、木曜日を除く。)

以 上

別添回答用紙 1通

会員		
\sim =		
45		

廃業基準年齢(72歳)を超えて業務継続する場合の申請手続きについて

来年度(2022年4月~2023年3月)に廃業基準年齢(72歳)を超えて 業務継続することを

希望する

希望しない

(どちらかに○印をつけてご提出ください。)

締切 令和3年2月16日

会員

廃業基準年齢(72歳)を超えて業務継続する場合の申請手続きについて

来年度(2022年4月~2023年3月)に廃業基準年齢(72歳)を超えて 業務継続することを

希望する

希望しない

(どちらかに○印をつけてご提出ください。)